

議員提出第7号議案

安城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月19日提出

安城市議会議員	守	口	晶	治
〃	杉	山		朗
〃	杳	名	喜	代治
〃	大	屋	明	仁
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	石	川	い	くこ

安城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安城市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年安城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条第1項中「以下」を「第50条において」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### —提案理由—

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要があるため。